

# 「改悪」雇用契約法は 大学をブラック(企業)にする

東京工業大学

学術国際情報センター・教授

松岡聡

# 「改悪」労働契約法の骨子

- 2012年3月23日、民主党野田内閣にて閣議決定その後成立、2013年4月1日より施行予定
- 「有期雇用の方は、同じ事業体で5年以上雇用されたら、いつでも(定年までの)無期雇用に転換してもらえる。」
- 正規(無期雇用)労働者の解雇要件が大変厳しい中、工場などにおいて機敏な労働力調整手段として非正規雇用が増え、それがリーマンショックなどで大量解雇などの社会問題に対して策定された。
- 人件費が占める割合に対して恣意性がある普通の会社はまだ良いが。。。

# 一方大学の若手雇用状況は。。。

- 近年、「科学立国」などの掛け声で、大学院生数や研究費の増加で、若手研究者人口は大幅に増加してきた
- しかし大学や研究所は、ポスト・人件費が別な枠で規定されており、いたずらに増やすことはできない
- よって有期の非常勤ポストが増加・「特任教員」などの制度も⇒多くの若手が採用、待遇向上
- 正規ポストも欧米流のテニユア制を踏まえて、若手ポストは任期制が増加

# 幾つかの統計値

- 2012年：全国大学の教員数368,878人のうち、非正規の「兼務職員」は191,308人で51.9%
  - 50年前は72,562人中21,651人で29.8%
- 2011年度、理化学研究所：常勤職員523人、任期付職員1896人 (78.4%)
- 2011年度、東京大学：常勤職員5878人、再任用＋非常勤職員＋任期付教員 1409人で、うち任期付(正規＋特任)大学教員1221人
  - 事務補佐員とかは統計に含まれない
- いかにも日本の高等教育や高度研究が、雇用および会計制度の不備を乗り越え、海外に比べて少ない研究者人口を増やす努力をしてきたかがわかる。

# しかし、「改悪」労働契約は大学等公 的機関をブラックにしてしまう

従来

- 助教・准教授等の任期付教員  
(7年+3年)
- 若手特任教員(5年任期)の新  
たな契約延長(+5年)
- あるラボ雇用の研究員の3年  
雇用後の同じ研究所の別なラ  
ボでの3年雇用
- 3年間RA雇用の大学院学生の  
5年任期付き助教として採用
- 修士からTA雇用の学生の5年  
後の博士取得後、ポスドクで  
の採用



2013年4月1日から

- 全て「改悪労働法」の5年雇  
用⇒無期雇用の条件対象
- 大学は正規ポストがなけれ  
ば無期雇用は不可能
- 結果
  - 正規ポストは昔のように基本  
無期限に逆戻り
  - **それ以外は全て5  
年で雇止め**
  - **例外はない**
  - **被害は若手に！**

# 今回の問題点

- 正規ポストが一部の人間に固着化し、かつ柔軟な雇用形態が破壊されることで、若手研究者の雇用状況が大幅に悪化
- このような悲惨な状況になることをほとんど誰も把握していなかった
  - 悲惨になると公に指摘すると猛烈なネガキャン
- 把握していても、意味もなく楽観視していた(総合科学技術会議含む)
- 世間一般は未だに問題を理解していない
  - C.f. 京コンピュータ「二位じゃだめなんですか」
- 何よりも、大学・研究所のブラック化で被害を受ける若者自身が声をあげていない